

第 1 2 回政策推進会議報告

日 時 9月19日 9時30分～10時30分

場 所 4 - 1 会議室

出席者 18人

1 社会福祉施設、環境衛生関連施設等の設備及び運営等の基準等（案）について

健康福祉局長から資料に基づき説明。（以下、質疑等）

- ・市独自の基準として制定する部分はあるのか。

基本的には県の条例改正を参考にして、条例制定しようとするものである。ただ、グループホームやケアホームについて、入所施設等の敷地外に設置しなければならないところ、入所施設等と同一敷地内に設置できると条件を緩和したり、特別養護老人ホームの居室定員について、県条例では1人であるが、本市は4人以下とするなど、市独自の部分はある。また、小規模作業所の定員が原則20人であるが、事業が立ち上がりやすくするため、本市は原則では定員20人としているが、市長が特に必要と認める場合は10人としている。

（市長）公衆浴場における循環ろ過装置がついた浴槽の洗浄は、県基準が1か月に1回のところ、本市は週1回と厳しくしているが、立ち入り検査は行っているのか。

実施している。

- ・本条例案を作成するに当たって、関係業界との意見交換は行ったのか。

意見交換は行ったが、今回の公募と合わせて意見をまとめるつもりである。

（市長）今回の条例制定の目的としては、事業者が実態的に実施しているものを改めて条例として定めるものと、市が必要と考えるレベルを既に遵守している事業者のレベルに全事業者が均衡するようにするものと2種類あると考える。この条例制定に関して、社会保障審議会から意見は聞いたのか。

専門部会を実施し、意見聴取する。

（市長）影響を受ける団体には、条例制定の意図を十分に説明し、情報を共有して守ってもらうようにしてもらいたい。

- ・高齢者施設における事業内容の点検は健康福祉局が行うとして、建物の点検は都市整備局が行うのか。

これまでどおり建築基準法における点検は都市整備局が行い、事業内容については健康福祉局法人指導課が行う予定である。

（市長）条例違反者の氏名を公表する規定はあるのか。

従来と同じ対応と考えている。

（市長）現行基準以外の不適格な部分を規制できるよう、条例に規定するのか。

現在のところ考えていない。

（市長）新規事業者は事業実施前に指導できることもあると思う。運営を是正する根拠規定が必要と思うが、現在の省令や県条例には規定していないのか。

指導されたことを改善しなければならないという規定があるので、どのように含められるか協議する。

(市長) 指導勧告しやすくするように文言調整するべきではないか。

現状でもきちんと指導できている。

(市長) 他都市において、踏み込んだ規制を実施しているところはないか。また、悪質な事業者を公表するなど、その必要性を議論するべきではないか。

悪質な事業者は公表している。

(市長) 抑止力として活用できるよう協議し、条例に盛り込むかどうかを決めてもらいたい。例えば、介護保険サービスには現在の県条例以外にも規制がかかっているが、高齢者向け住宅は建築基準法以外に規制されていない。どのような課題が生じていて、独自に規制する必要があるかどうか、分析する必要があると思うので検討してもらいたい。

・全ての社会福祉施設等のところに、暴力団等の参入又は影響を排除する旨を規定するとしているが、環境衛生関連施設には規定しないのか。

県条例に基づいていると思うが、調査する。

・暴力団に関する条例は、包括的に規制するのではなく、個別に規制するのか。

現在の条例でも市の公共施設の利用については排除する規定があるが、民間施設についてはそこまで踏み込んだものはない。

暴力団員が事業者として運営することができないように、排除する規定を設ける。環境衛生施設については、環境衛生基準を設けるもので、そこまでの規制は考えていない。

(市長) 施設の利用については、来年2月に策定しようとしている暴力団排除条例で規制されることになる。これにより、二重に規制がかかる部分は調整するのか。

現在のところ、調整する予定はない。

県条例で規制されている部分はある。公共施設の利用だけでなく、民間施設についても暴力団の排除に取り組みなければならない。中核市は県の規制から独立していく傾向にあるので、規制が必要となる部分はある。

(市長) 市営住宅の入居は既に規制されており、社会福祉施設はこの条例で規制することになる。このほか、規制が漏れていないか懸念があるがどうか。

この条例は来年2月に議案提案し、4月からの施行を目指しているが、それ以外の規制となると来年7月施行予定の暴力団排除条例によることとなる。

・地方主権改革一括法によるものであるが、地域ごとに規制が異なっていて、本当に地方で実現できるのか疑問であるが、利用者の観点から不明なところはないか。

この条例を制定する目的は、これまで、全国一律に規制していたが、実態に合わなくなってきたため、地域の実情に応じて利用できるようにすることを目的としたものが基本である。少なくとも中核市以上の都市は、自主的に判断を求められる流れになってきている。

・これまでに問題があったのか。

特別養護老人ホームの居室定員がこれまでの4人から1人となるのは厳しいので、参酌すべき基準を参考に4人以下としているように、基本的には参酌すべき基準を参考に策定している。

・本市の独自性まで踏み込めたのか。

すべて本市独自の基準とはなっていない。

・このことにより事務量は増加するのか。

これまでも法人指導課がチェックしており、増加することはないと考えている。
(市長) 中核市で実務を行っている以上、条例制定権が本市にあったほうがより実効性があると思う。

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(案)について

こども青少年局長から資料に基づき説明。(以下、質疑等)

(市長) 社会保障審議会から意見は聞いたのか。

意見は聴取している。また10月に専門部会が開催されるので、そこでも意見聴取する。

(市長) 本市の独自部分としては、安全・安心の確保、関係機関との連携・信頼関係の構築、普通救命講習修了者の複数配置ということでしょうか。

そのとおりである。

(市長) 県基準案の見直しとして、先ほどの報告で市の条例案に反映させている項目以外に、NPOとの連携による子育て支援の強化や環境学習に努めることなどの項目があり、反対するべきものではない。ただ、県の改正内容をそのまま導入するのではなく、本市独自の視点でどのような内容を盛り込むべきかを検証し、12月議会の条例提案に向けて取り組んでもらいたい。

厚生労働省令で定められていない部分を県条例で規定している。ただ、保育指針については厚生労働省が省令化しているので、整理するつもりである。

(市長) この件は幼保一体化の関係から、教育委員会でも検討してもらいたい。国レベルでの保育指針と学習指導要領のすり合わせは実施済みとのことであり、本市の子どもたちに対し、就学前教育として、官民間問わず取り組んでもらえるような情報発信が必要である。また、教育で先行している幼稚園教育振興プログラムから、本市独自の教育・子育て施策で取り込めるものがないかを合わせて検討し、2月の条例提案に向け、取り組んでもらいたい。民間事業者との連携が不可欠であり、今後、シンポジウムや説明会などの取り組みも検討してもらいたい。

3 その他

・経済環境局長から平成24年度「あまがさき みんなの節電プロジェクト」実績に関して報告。
(以下質疑等)

・都市整備局においても街路灯や公園のポンプを止めるなど節電に取り組んだのであるが、8月にテレビ局から夜間の車道側の電灯を消灯するのは無駄な節電であると放送された。その後、市民から安全・安心の観点としては、無駄な取組みであるといった内容メールをもらったが、我々としてはピーク時だけ節電するのではなく、市民向けに極力電力消費しないように意識付けしようとしたものであって、節電要請期間を過ぎた9月7日には元に戻した。

夜間は揚水発電量を増やしているため、夜間の節電に努めることは一定の効果があるものと考えている。

・交通局の取組みである走るクールスポットへの応募状況は、80人181件であった。

来年度向けの課題としては、全庁的に統一テーマを打ち出し、節電の取組みを行うなどの

工夫が必要であると思う。

(市長) 夏休みの宿題と連動するような企画が好評であったように思うので、来年度は全体のキャンペーンを取りまとめ、全庁的な展開とすべきである。また、本市は第2次尼崎市環境率先実行計画があり、その中で電力使用の削減目標を掲げており、昨年、今年の実績は計画上、かなりの効果になっていると思う。ぜひ、計画の基準年である21年度との比較も行い、検証してもらいたい。

以 上